

組内容を紹介してもらうことを依頼することが望ましいといえましょう。また、保健指標等についての調査を行う場合には、共同で、又は役割を分担して、相互に協力して実施し、得られた結果については共同利用できるような体制を整備しておくことが望されます。

指定都市は、都道府県と比べた場合に、圏域に都市部が多いことに加えて自治体としてのまとまりがあり、一旦、活動が始まると、市全体での推進が図られやすい場合が多いと考えられます。そのような中から先進的な取組事例について紹介されることは、都道府県における協議会や他の2次医療圏の協議会において、水平展開していくために参考になることが多いと考えられます。

Q 7 協議会と中核市等との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A 7

① 2次医療圏全体のビジョン策定と共有化

都道府県には、地域・職域連携を含めた幅広い地域保健活動のビジョンを明らかにした2次医療圏毎の保健医療計画を策定することが望ましいとされており（平成2年健政計第46号・厚生省健康政策局計画課長通知）、その計画は当該2次医療圏内のその他保健所設置市等の計画・ビジョンと乖離したものであってはいけません。

そのため、都道府県側と中核市等とが現状の分析と認識、課題解決のための活動方針及び企画立案等を共に協議するような場が恒常に設置されることが望まれます。地域・職域連携についても、その場で現状についての認識を共有化することが第一歩です。

② 県協議会、2次医療圏協議会やワーキンググループ等への中核市等の参加

地域・職域連携推進事業実施要綱上は、2次医療圏ごとに協議会を設置することとなっており、地域・職域関係者と同様に、協議会や同協議会ワーキンググループの委員として参加し、情報の不均衡や認識の不一致を避けることが大切です。また、当該都道府県内の地域・職域連携に関する認識を深めるため、都道府県協議会にも委員として参加することも一方策でしょう。

Q 8 職域関係者との連携において、労働局や労働基準監督署だけでなく事業者との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A 8

地域保健担当者が事業者との連携を進めるためには、地域の主な事業者団体とのパイプづくりがその第1歩と考えます。主な事業者団体としては、都道府県単位に設置されている労働基準協会・安全衛生協会や一定地域内の商工業者が組織している商工会議所・商工会等が考えられますが、これらの団体の事務局と定期的な連絡の機会をつくり、情報交換することからはじめるのが有用といえましょう。

また、これらの事業者団体は会員事業所の衛生水準の向上のための研修会や講習会を行っていますので、職域で関心が高まっているメタボリックシンドローム、メンタルヘルス、自殺予防等をテーマとした共同研修会を開催することも連携を進めるうえで役立つといえましょう。

なお、先進的取組事例からの学びですが、2次医療圏協議会では事業者代表に会長の任を担ってもらうとともに、地域との連携の必要性を十分に認識してもらうことも、